

当院の施設基準について

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生（支）局に届出を行っています

■ 歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

■ オンライン資格確認による医療情報の取得

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

患者さんの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

■ 当院のお口の病気の継続管理について（歯科疾患管理料）

当院は、患者様のお口の健康維持のため、歯科疾患管理料を算定しております。定期的な検査や予防処置m継続的な管理を通じて、むし歯や歯周病の重症化を防ぎ、生涯にわたる健康な口腔環境をサポートいたします。

■ 明細書発行体制

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。

■ 医療DX推進のための体制整備

当医院では、オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

■ 歯科口腔リハビリテーション2

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行っています。

■ 歯科訪問診療料の注15に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

■ 手術用顕微鏡

複雑な根管治療及び根管内の異物除去を行う際には、手術用顕微鏡を用いて治療を行っています。

■ 歯根端切除手術

手術用顕微鏡を用いて治療（歯根端切除手術）を行っています。

■ クラウン・ブリッジの維持管理

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

■ CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー

CAD／CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

■ 歯科技工士との連携 1・2

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。
また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

■ 光学印象

患者さんのCAD/CAMインレーの製作に際し、デジタル印象採得装置を活用して、歯型取りなどの調整を実施しています。

■ 外来後発医薬品使用体制 1・2・3

当医院では後発医薬品の使用を推進しています。
医薬品の品質や安全性、安定供給体制等の情報収集や評価を踏まえて、処方薬を変更することがありその旨の十分な説明を実施しています。

■ 歯科訪問診療の地域医療連携体制

訪問診療に際し、地域医療連携体制の円滑な運営を図るべく、下記の病院や医院と連携し、緊急時の対応を確保しています。

■ 歯科外来診療医療安全対策 1

当医院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

■ 歯科外来診療感染対策 2

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整えているほか、感染症法上での新興感染症等の発生時においても医科医療機関等との連携を取りつつ円滑な歯科診療を実施するとともに、新興感染症等により患した（疑似症状を含む）他の医療機関からの患者さんを受け入れるための体制を整備しています。

■ 歯科治療時医療管理

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

■ 歯科診療特別対応連携

安心で安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具を備えています。

自動体外式除細動器（AED）

経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）

救急蘇生セット

緊急時に円滑な対応ができるよう、下記の医科保険医療機関及び歯科診療を担当する保険医療機関と連携しています。

■ 口腔管理体制の強化

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

●連携先保険医療機関名：横浜総合病院

●電話番号：045-902-0001

当院は個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。

新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、**前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければできません**。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

当医院では診療情報の文書提供に努めています。

※ 詳しい内容については、当院スタッフまでご遠慮なくお問い合わせください。